

**職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集
受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業
者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条
件等の明示、求職者等の個人情報取り扱い、職業紹介事
業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行
う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切
に対処するための指針の一部を改正する件案要綱**

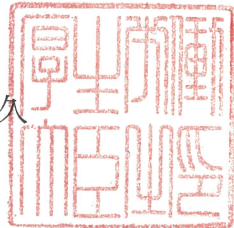
厚生労働省発職 0128 第4号

令和3年1月28日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取り扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報、報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件案要綱

第一 職業紹介事業者は、求職者にお祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することによって、求職の申込みの勧奨を行ってはならないこととすること。

第二 この告示は、令和三年四月一日から適用すること。